

令和2年12月28日  
大 田 区

入札時における最低制限価格の設定について（変更）

契約事務規則第30条第1項に規定する入札時における最低制限価格の設定について、下記のとおり変更します。

記

1 変更事項

最低制限価格

旧 予定価格の10分の8.5から3分の2の範囲内

新 予定価格の10分の9から10分の7.5の範囲内

2 対象となる契約

令和3年1月1日以降に契約を締結する案件

ただし、開札日が令和3年1月中（令和3年1月1日から令和3年1月31日）の案件においては、変更前の設定範囲を設けている場合もありますので、入札前に必ず契約担当までご確認ください。

なお、令和3年1月1日以降に指名する案件においては、最低制限価格の設定については、発注図書にてお知らせしますので、必ずご確認ください。